

所管部課		子ども未来部 保育課		部長		志村 明子	
件 名		東大和市保育料徴収規則の一部を改正する規則について					
		区分	○	1 審議事項			2 報告事項
関係事項	条例規則						
	部課機関						
1. 要 旨 子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、引用する条文を改める必要があることから、規則の一部を改正するものである。 (1) 主な改正点 第6条第2項及び第9条中「子ども・子育て支援法附則第6条第7項」を「子ども・子育て支援法附則第6条第6項」に改める。 (2) 施行日 令和6年4月1日							
2. 経 過（現時点に至るまでの経過） 文書課に審査済み。							
3. 留意事項（問題点等）							
4. 主管部処理案（検討結果等） 庁議終了後、速やかに改正手続きを進めたい。							
5. 審議結果							

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。